新旧対照表

○工事成績評定通知実施要領

新	旧
（目　的） 第１　本要領は、工事成績について、「工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第８又は第９の通知、第 10 及び第 11 の請求及び回答並びに第 12 の公表に関する事項を定める。	（目　的） 第１　本要領は、工事成績について、「工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第８又は第９の通知、第 10 及び第 11 の　　回答並びに第 12 の公表に関する事項を定める。
第２　省略	第２　省略
（評定結果の通知） 第３　出納局長は、評定者から評定表等の提出がなされた後、評定点を工事成績評定通知書（別記様式第１）により、発注機関を経由して、当該工事の受注者に速やかに通知するとともに、発注機関は　　速やかに公表するものとする。	（評定結果の通知） 第３　出納局長は、評定者から評定表等の提出がなされた後、評定点を工事成績評定通知書（別記様式第１）により、発注機関を経由して、当該工事の受注者に速やかに通知するとともに、発注機関は閲覧による方法により速やかに公表するものとする。
第４　削除	（説明請求） 第４　第３の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、出納局長に評定点について説明を求めることができるものとする。
（説明請求に対する回答） 第４　出納局長は、評定要領第 10 第１項の規定により　　説明を求められた場合、速やかに別記様式第２により回答するものとする。 ２　出納局長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を　　速やかに公表するものとする。	（説明請求に対する回答） 第　５　出納局長は、　　評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第２により回答するものとする。 ２　出納局長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。
第６　削除	（再説明請求） 第６　第５の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、出納局長に対して、再説明を求めることができるものとする。

新	旧
（再説明請求に対する回答） 第５　出納局長は、評定要領第 11 第１項の規定により再説明を求められた場合、別記様式第３により回答するものとする。 ２　削除 ２　出納局長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。 （評定結果等の公表） 第６　第３の評定点並びに第４第２項及び第５第２項の申立者の提出した書面及び回答を行った書面の公表は、愛媛県ホームページで行うものとする。 ２　公表期間は、完成検査日の属する年度及びその翌年度とする。ただし、入札した年度内に検査したものについては翌々年度までとする。 ４　削除 附　則 この要領は、令和８年４月１日から施行する。	（再説明請求に対する回答） 第７　出納局長は、第６の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、別記様式第３により回答するものとする。 ２　出納局長は、前項の回答をする場合、工事成績評定等審査委員会の審議を経てから回答するものとする。 ３　出納局長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。 （評定結果等の公表） 第８　第３の評定点並びに第５第２項及び第７第４項の申立者の提出した書面及び回答を行った書面（以下「評定結果等」という。）は、速やかに公表するものとする。 ２　公表は閲覧方式とし、愛媛県ホームページで行うものとする本庁設計工事については愛媛県庁、地方局設計工事については当該地方局にて閲覧に供することとする。 ３　閲覧期間は完成検査日の属する年度及びその翌年度、閲覧時間は県の執務時間とする。 ４　評定結果等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に必要事項を記入することとする。